



特定非営利活動法人 北海道NPOバンク融資条件

[登録番号 北海道知事(2)石第02630号]

一般ローン

応募対象者	次の全てに該当していることが必要です NPOバンク事業組合員であること (1万円以上出資すれば、誰でも組合員になれます) NPO団体またはワーカーズ・コレクティブであること (法人格の有無は問いません) 事業目的に社会性があること
期間	1ヶ月単位で1年以内 ただし、事業状況等を勘案のうえ、1年間の延長をすることができます
金利	2%固定
融資額	200万円を限度 ただし、2期以上の事業実績がある団体の融資額は、NPOバンク事業組合への出資額の100倍としますが、それ以外の場合は、出資額の20倍を限度とします。
資金用途	運転資金を中心にしますが、開業資金、設備資金も可能です
保証	団体代表者を含めて連帯保証人2名が必要となります ただし、資金用途が企業または行政からの委託事業に係る運転資金であることを示す書類を用意できるときは、団体代表者1名とします
返済方法	元利一括返済または元利均等毎月返済。繰り上げ返済は、いつでもできます。

ご不明な点がございましたら、北海道NPOバンクまで
お問い合わせください。

〒060-0062

札幌市中央区南2条西10丁目 クワガタビル2F

北海道NPOサポートセンター内

Tel 011-204-6523 Fax 011-261-6524

<http://npobank.dosanko.org/>